

○財務省令第三十五号

関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十三号）及び関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第二百二十七号）の施行に伴い、関稅法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

関稅法施行規則等の一部を改正する省令

（関稅法施行規則の一部改正）

第一条 関稅法施行規則（昭和四十一年大藏省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、条番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは

、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(開港に入港する外国貿易船に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等)</p> <p>第二条の二 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>一 「略」</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 本邦の他の開港又は不開港（以下この項、<u>第二条の六第二項及び第二条の十六第二項</u>において「開港等」という。）を經由して開港に入港する場合であつて、当該他の開港等に入港する際に適用されるべき当該事項を報告</p>	<p>(開港に入港する外国貿易船に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等)</p> <p>第二条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 本邦の他の開港又は不開港（以下この項、<u>第二条の六第二項及び第二条の十三第二項</u>において「開港等」という。）を經由して開港に入港する場合であつて、当該他の開港等に入港する際に適用されるべき当該事項を報告</p>

---

すべき期限（令第十二条第二項第一号に定める時又は別表第一の報告期限の欄に定める時をいう。以下口において同じ。）が、当該他の開港等を経由することなく当該開港に入港するものとした場合の当該事項を報告すべき期限より早く到来することとなる場合 当該他の開港等に入港する際に適用されるべき期限（当該他の開港等が複数ある場合には、これらの期限のうち最も早く到来するもの）

二 「略」

3 「略」

一 入港した開港における船卸しをしない外国貨物又は法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条（外国貨物の積戻し））において準

---

すべき期限（令第十二条第二項第一号に定める時又は別表第一の報告期限の欄に定める時をいう。以下口において同じ。）が、当該他の開港等を経由することなく当該開港に入港するものとした場合の当該事項を報告すべき期限より早く到来することとなる場合 当該他の開港等に入港する際に適用されるべき期限（当該他の開港等が複数ある場合には、これらの期限のうち最も早く到来するもの）

二 「同上」

3 「同上」

一 入港した開港における船卸しをしない外国貨物又は法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条）において準用する場合を含む。）

用する場合を含む。)の規定による輸出(積戻しを含む。)の許可を受けて本邦の港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五条第一項(入港手続)の規定により積荷に関する事項を報告する場合 これらの貨物に係る令第十二条第三項第一号に定める事項

〔二〕四 略〕

五 令第十六条の三第一項各号(外国貿易船等の入出港の簡易手続)に規定する場合に該当するとき(同項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者又は同項第二号に規定する給与品を下船又は積卸し後出港することなく三十分(入出港に係る手続に要する時間及び災害その他やむを得

の規定による輸出(積戻しを含む。)の許可を受けて本邦の港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五条第一項(入港手続)の規定により積荷に関する事項を報告する場合 これらの貨物に係る令第十二条第三項第一号に定める事項

〔二〕四 同上〕

五 令第十六条の二第一項各号(外国貿易船等の入出港の簡易手続)に規定する場合に該当するとき(同項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者又は同項第二号に規定する給与品を下船又は積卸し後出港することなく三十分(入出港に係る手続に要する時間及び災害その他やむを得

ない事故により出港できない場合にあつてはそれにより出港できない事情がなくなるまでの時間を除く。第二条の十二及び第二条の十三において同じ。）を経過することとなる場合を除く。

〔4〕7 略〕

（電子情報処理組織の使用の特例）

第二条の三 法第十五条第九項ただし書（入港手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使

ない事故により出港できない場合にあつてはそれにより出港できない事情がなくなるまでの時間を除く。第二条の九及び第二条の十において同じ。）を経過することとなる場合を除く。

〔4〕7 同上〕

（電子情報処理組織の使用の特例）

第二条の三 法第十五条第九項ただし書（入港手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により電子情報処理組織を使用して同条第七項又は第八項の規定による報告を行うことが著しく困難な場合において税関長が認めたとしとする。

用して法第十五条第七項又は第八項の規定による報告を行うことが著しく困難な場合において税関長が認めたとするときとする。

2 「略」

(税関空港に入港する外国貿易機に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等)

第二条の四 「略」

2 令第十三条第二項ただし書(第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同条第二項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

「号を削る。」

2 「同上」

(税関空港に入港する外国貿易機に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等)

第二条の四 「同上」

2 令第十三条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合及び同項ただし書に規定する財務省令で定める時は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める場合及び時とする。

一 積荷に関する事項 令第十三条第二項ただし

---

書に規定する財務省令で定める場合は次のイ及びロに掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める時とする。

イ 直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第四百四十二条第二項第一号へ（六）（航空日誌）に規定する航行時間をいう。以下この項、第二条の六第三項及び第二条の十三第三項において同じ。）が三時間以上五時間未満の場合 その税関空港に入港する一時間前

ロ 直前の出発空港から入港しようとする税関

---

「号を削る。」

---

空港までの航行時間が三時間未満の場合、その税関空港に入港する時

二|| 旅客及び乗組員に関する事項 令第十三条第

二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次のイ及びロに掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める時とする。

イ 本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が一時間以上二時間未満の場合、その税関空港に入港する三十分前

ロ 本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が一時



- 
- 二|| 直前の出発空港から入港しようとする税関空  
港までの航行時間（次号において単に「航行時  
間」という。）が三時間以上五時間未満の場合  
その税関空港に入港する一時間前
- 二|| 航行時間が三時間未満の場合 その税関空港  
に入港する時

3

「略」

- 一 入港した税関空港における取卸しをしない外  
国貨物又は法第六十七条（輸出又は輸入の許可  
）（法第七十五条（外国貨物の積戻し）におい  
て準用する場合を含む。）の規定による輸出（

---

間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しく  
は不開港を経由して税関空港に入港する場合  
その税関空港に入港する時

「号を加える。」

「号を加える。」

3

「同上」

- 一 入港した税関空港における取卸しをしない外  
国貨物又は法第六十七条（輸出又は輸入の許可  
）（法第七十五条において準用する場合を含む  
。）の規定による輸出（積戻しを含む。）の許

積戻しを含む。)の許可を受けて本邦の空港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易機の機長が、法第十五条第十項(入港手続)の規定により積荷に関する事項を報告する場合 これらの貨物に係る令第十三条第三項第一号に定める事項

二 「略」

4 「略」

「一・二 略」

三 令第十三条第五項第三号に規定する事項 携  
帯品番号(予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。第二  
条の八第三項第三号及び第二条の十四第三号に

可を受けて本邦の空港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易機の機長が、法第十五条第十項(入港手続)の規定により積荷に関する事項を報告する場合 これらの貨物に係る令第十三条第三項第一号に定める事項

二 「同上」

4 「同上」

「一・二 同上」

三 令第十三条第五項第三号に規定する事項 携  
帯品番号(予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。)そ  
の他参考となるべき事項

において同じ。）その他参考となるべき事項

四 「略」

（開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の六 「略」

2 「略」

3 「略」

一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）

第百条第一項（許可）の許可を受けた者（一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機を運航する者に限る。

）及び同法第二百二十九条第一項（外国人国際航空運送事業）の許可を受けた者以外の者が運航する航空機（次号及び第三号並びに第二条の十

四 「同上」

（開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の六 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「号を加える。」

---

六第三項において「不定期航空機」という。）であつて、本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間（次号及び第三号において単に「航行時間」という。）が二時間以上の場合、その税関空港に入港する九十分前

二 不定期航空機であつて、航行時間が一時間以上二時間未満の場合、その税関空港に入港する三十分前

三 不定期航空機であつて、航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を經由して税関空港に入港する場合、その税関空港に入港する時

---

一 本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が一時間以上二時間未満の場合、その税関空港に入港する三十分前

二 本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を經由して税関空港に入港する場合、その税

---

4 令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、本邦の開港から出港した特殊船舶（法第十八条の二第一項（特殊船舶等の入出港の簡易手続）に規定する特殊船舶をいう。以下同じ。）が、予定された計画に従つて、当該出港した日の翌日から起算して十四日以内に再び同一の開港に入港し、かつ、当該特殊船舶に係る乗組員に関する事項（令第十四条第四項第二号に掲げる事項をいう。）に変更がない場合において、当該特殊船舶の船長が、法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港手続）の規定により当該事項を報告する場合とし、令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、同項第二号に掲げ

関空港に入港する時

4 令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、本邦の開港から出港した特殊船舶が、予定された計画に従つて、当該出港した日の翌日から起算して十四日以内に再び同一の開港に入港し、かつ、当該特殊船舶に係る乗組員に関する事項（同項第二号に掲げる事項をいう。）に変更がない場合において、当該特殊船舶の船長が、法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港手続）の規定により当該事項を報告する場合とし、令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、同項第二号に掲げる事項とする。

る事項とする。

5 「略」

「一・二 略」

三 令第十四条第八項第三号に規定する事項 携  
帯品番号（予約者が搭乗する特殊航空機（法第  
十五条の三第四項に規定する特殊航空機をいう  
。以下同じ。）に積み込むものとして航空運送  
事業者が受託した携帯品を特定するために付さ  
れた番号をいう。第二条の十第三号及び第二条  
の十六第五項第三号において同じ。）その他参  
考となるべき事項

四 「略」

（出港の際に提出を求められる書面に係る記載の  
省略事項等）

5 「同上」

「一・二 同上」

三 令第十四条第八項第三号に規定する事項 携  
帯品番号（予約者が搭乗する特殊航空機（法第  
十五条の三第四項に規定する特殊航空機をいう  
。以下同じ。）に積み込むものとして航空運送  
事業者が受託した携帯品を特定するために付さ  
れた番号をいう。）その他参考となるべき事項

四 「同上」

（出港の際に提出を求められる書面に係る記載の  
省略事項）

第二条の八 「略」

2 「略」

3|| 令第十六条第四項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

- 一 令第十六条第四項第一号に規定する事項 予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項
- 二 令第十六条第四項第二号に規定する事項 予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第十七条第三項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航

第二条の八 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

---

空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十六条第四項第三号に規定する事項 携  
帯品番号その他参考となるべき事項

四 令第十六条第四項第四号に規定する事項 搭  
乗手続番号その他参考となるべき事項

---



(税関空港を出港しようとする外国貿易機に係る  
予約者等に関する事項の報告者等)

**第二条の九** 法第十七条第三項(出港手続)に規定  
する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

2 法第十七条第四項に規定する財務省令で定める  
措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第三  
項に規定する事項に係る情報を常に閲覧すること  
ができる状態に置く措置とする。

(税関空港を出港しようとする特殊航空機に係る  
予約者等に関する事項)

**第二条の十** 令第十六条の二第三項各号(特殊船舶  
等の出港届の記載事項等)に規定する財務省令で  
定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十六条の二第三項第一号に規定する事項

「条を加える。」

「条を加える。」

---

予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十六条の二第三項第二号に規定する事項  
予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第十七条の二第二項（特殊船舶等の出港手続）に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同

---

---

運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。  
。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十六条の二第三項第三号に規定する事項  
携帯品番号その他参考となるべき事項

四 令第十六条の二第三項第四号に規定する事項  
搭乗手続番号その他参考となるべき事項

(税関空港を出港しようとする特殊航空機に係る  
予約者等に関する事項の報告者等)

**第二条の十一** 法第十七条の二第二項(特殊船舶等の出港手続)に規定する財務省令で定める者は、  
共同運送者とする。

「条を加える。」

2 法第十七条の二第三項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第二項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

(外国貿易機に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時)

第二条の十二 令第十六条の三第五項本文(外国貿易船等の入出港の簡易手続)に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とする。

- 一 令第十六条の三第三項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時

(外国貿易機に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時)

第二条の九 令第十六条の二第五項本文(外国貿易船等の入出港の簡易手続)に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とする。

- 一 令第十六条の二第三項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の三第三項第二号に規定する給与品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する時

2 令第十六条の三第五項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。ただし、積荷に関する事項以外の報告については、この限りでない。

一 令第十六条の三第三項第一号に該当するものとして法第十八条第三項本文（入出港の簡易手続）の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者

二 令第十六条の二第三項第二号に規定する給与品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する時

2 令第十六条の二第五項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。ただし、積荷に関する事項以外の報告については、この限りでない。

一 令第十六条の二第三項第一号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる

以外の者を乗降させる場合 当該傷病者又は遭難者以外の者を乗降させる時

二 令第十六条の三第三項第一号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する場合 その経過する時

三 令第十六条の三第三項第二号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において旅客又は乗組員（同号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者を除く。）を乗降させる場合 当該旅客又は乗組員を乗降させる時

四 令第十六条の三第三項第二号に該当するもの

場合 当該傷病者又は遭難者以外の者を乗降させる時

二 令第十六条の二第三項第一号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する場合 その経過する時

三 令第十六条の二第三項第二号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において旅客又は乗組員（同号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者を除く。）を乗降させる場合 当該旅客又は乗組員を乗降させる時

四 令第十六条の二第三項第二号に該当するもの

として法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する場合 その経過する時  
(特殊船舶等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時)

**第二条の十三** 令第十六条の四第三項本文(特殊船舶等の入出港の簡易手続)に規定する財務省令で定める時は、同条第一項各号に該当するものとして法第十八条の二第一項本文(特殊船舶等の入出港の簡易手続)の規定の適用を受けて入港した船舶について、次の各号に定める時とする。

一 令第十六条の四第一項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当

として法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する場合 その経過する時  
(特殊船舶等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時)

**第二条の十** 令第十六条の三第三項本文(特殊船舶等の入出港の簡易手続)に規定する財務省令で定める時は、同条第一項各号に該当するものとして法第十八条の二第一項本文(特殊船舶等の入出港の簡易手続)の規定の適用を受けて入港した船舶について、次の各号に定める時とする。

一 令第十六条の三第一項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当

該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の四第一項第二号に規定する活動以外の活動に従事する時又は当該活動をした後出港することなく三十分を経過する時

2 令第十六条の四第六項本文に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とする。

- 一 令第十六条の四第四項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時
- 二 令第十六条の四第四項第二号に規定する活動

該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の三第一項第二号に規定する活動以外の活動に従事する時又は当該活動をした後出港することなく三十分を経過する時

2 令第十六条の三第六項本文に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とする。

- 一 令第十六条の三第四項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時
- 二 令第十六条の三第四項第二号に規定する活動



以外の活動に従事する時又は当該活動をした後  
出港することなく三十分を経過する時

(不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予  
約者等に関する事項)

第二条の十四 「略」

「一・二 略」

三 令第十八条第三項第三号に規定する事項 携  
帯品番号その他参考となるべき事項

四 「略」

(不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予  
約者等に関する事項の報告者等)

以外の活動に従事する時又は当該活動をした後  
出港することなく三十分を経過する時

(不開港に入港しようとする外国貿易機に係る予  
約者等に関する事項)

第二条の十一 「同上」

「一・二 同上」

三 令第十八条第三項第三号に規定する事項 携  
帯品番号(予約者が搭乗する外国貿易機に積み  
込むものとして航空運送事業者が受託した携帯  
品を特定するために付された番号をいう。)そ  
の他参考となるべき事項

四 「同上」

(不開港に入港しようとする外国貿易機に係る予  
約者等に関する事項の報告者等)

第二条の十五 「略」

（不開港に出入する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の十六 令第十八条の二第一項（特殊船舶等の不開港への入出港手続）に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合、脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合又は検疫のみを目的として検疫区域に入港する場合とする。

第二条の十二 「同上」

（不開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の十三 令第十八条の二第一項（特殊船舶等の不開港への入港手続）に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合、脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合又は検疫のみを目的として検疫区域に入港する場合とする。

2 「略」

3 「略」

一 不定期航空機であつて、本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする不開港までの航行時間（次号及び第三号において単に「航行時間」という。）が二時間以上の場合 その不開港に入港する九十分前

二 不定期航空機であつて、航行時間が一時間以上二時間未満の場合 その不開港に入港する三十分前

三 不定期航空機であつて、航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を經由して不開港に入港する場合 その不開

2 「同上」

3 「同上」

「号を加える。」

一 本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする不開港までの航行時間が一時間以上二時間未満の場合 その不開港に入港する三十分前

二 本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする不開港までの航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港

港に入港する時

4  
「略」

5 令第十八条の二第十項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

- 一 令第十八条の二第十項第一号に規定する事項  
予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

- 二 令第十八条の二第十項第二号に規定する事項  
予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第二十条の二第五項に規定す

を經由して不開港に入港する場合 その不開港に入港する時

4  
「同上」

5 令第十八条の二第八項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

- 一 令第十八条の二第八項第一号に規定する事項  
予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

- 二 令第十八条の二第八項第二号に規定する事項  
予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第二十条の二第四項に規定す

る運航者をいう。以下この条において同じ。）  
以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して  
行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送  
サービスを使用して行うものをいう。以下この  
条において同じ。）に係るものであるときは共  
同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航  
空運送事業者をいう。次条において同じ。）の  
名称、当該予約に係る旅行業者があるときはそ  
の所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者が  
あるときはその名称及び所在地その他参考とな  
るべき事項

三 令第十八条の二第十項第三号に規定する事項  
携帯品番号その他参考となるべき事項

る運航者をいう。以下この条において同じ。）  
以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して  
行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送  
サービスを使用して行うものをいう。以下この  
条において同じ。）に係るものであるときは共  
同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航  
空運送事業者をいう。次条において同じ。）の  
名称、当該予約に係る旅行業者があるときはそ  
の所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者が  
あるときはその名称及び所在地その他参考とな  
るべき事項

三 令第十八条の二第八項第三号に規定する事項  
携帯品番号（予約者が搭乗する特殊航空機に  
積み込むものとして航空運送事業者が受託した

携帯品を特定するために付された番号をいう。

）その他参考となるべき事項

四 令第十八条の二第八項第四号に規定する事項

搭乗手続番号その他参考となるべき事項

（不開港に入港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

第二条の十四 法第二十条の二第四項（特殊船舶等

の不開港への出入）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

2 法第二十条の二第五項に規定する財務省令で定

める措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第四項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

（届出場所の基準）

四 令第十八条の二第十項第四号に規定する事項

搭乗手続番号その他参考となるべき事項

（不開港に出入しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

第二条の十七 法第二十条の二第五項（特殊船舶等

の不開港への出入）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

2 法第二十条の二第六項に規定する財務省令で定

める措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第四項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

（届出場所の基準）

第四条の二 「略」

一 法第五十条第一項の承認を受けた者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機及び税関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続しており、届出場所（同項に規定する届出に係る場所をいう。以下この条及び第四条の四第二号において同じ。）における外国貨物の蔵置等（同項に規定する外国貨物の蔵置等をいう。以下同じ。）に関する業務を電子情報処理組織を使用して行うことができること。

第四条の二 「同上」

一 法第五十条第一項の承認を受けた者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機及び税関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続しており、届出場所（同項に規定する届出に係る場所をいう。以下この条及び第四条の四第二号において同じ。）における外国貨物の蔵置等（同項に規定する外国貨物の蔵置等をいう。以下同じ。）に関する業務を電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定す

<p>〔二・三 略〕</p> <p>別表第二（第二条の二、第二条の六及び第二条の十 六関係） 〔略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>る電子情報処理組織をいう。第七条の二において同じ。）を使用して行うことができること。</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>別表第二（第二条の二、第二条の六及び第二条の十 三関係） 〔同上〕</p>
--	--

（関税込率法施行規則の一部改正）

第二条 関税込率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>						
<p>別表（第二条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 253 411 674">配合飼料</td> <td data-bbox="331 678 411 1099">配合割合</td> </tr> </table>		配合飼料	配合割合	<p>別表（第二条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 1198 411 1619">配合飼料</td> <td data-bbox="331 1624 411 2045">配合割合</td> </tr> </table>		配合飼料	配合割合
配合飼料	配合割合						
配合飼料	配合割合						
<p>〔略〕</p>		<p>〔同上〕</p>					



<p>二 糖みつの含有量が全重量の二〇%以上のもの（第一号に該当するものを除く。）</p>	<p>こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第 六条に規定する原料品（砂糖及び糖みつを除く。）若しくはこれらと同種の他の原料品又はオート、ふすま、やし油かす、大豆油かす、脱脂ぬか、アルファルファミール、ビートパルプ、大豆皮、ビールかす、豆腐かす、稲わら粉末若しくは麦ぬ</p>
---	--

<p>二 糖みつの含有量が全重量の二〇%以上のもの（第一号に該当するものを除く。）</p>	<p>こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第 六条に規定する原料品（砂糖及び糖みつを除く。）、オート、ふすま、やし油かす、大豆油かす、脱脂ぬか、アルファルファミール、ビートパルプ、大豆皮、ビールかす、豆腐かす、稲わら粉末又は麦ぬかの含有量の合計が全重量の五%以上であ</p>
---	--

	「略」	四 その他のもの
かの含有量の合計が全重量の五%以上であること。		<p>こうりやんその他のグ レーンソルガム、とう もろこしその他の令第 六条に規定する原料品 及びこれらと同種その他 の原料品以外の原料品 の含有量の合計が全重量 の一二%以上である こと。</p> <p>フェザーミール、肉骨</p>

	「同上」	四 その他のもの
ること。		<p>こうりやんその他のグ レーンソルガム及びと うもろこしその他の令 第六条に規定する原料 品以外の原料品の含有 量の合計が全重量の一 二%以上であること。</p> <p>フェザーミール、肉骨</p>

粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソ リユブル、フィッシュ ソリユブル吸着飼料、 やし油かす、大豆油か す、綿実油かす、菜種 油かす、アルファルフ アミール、大豆皮又は 豆腐かすの含有量の合 計が全重量の二%以上 であること。	こうりやんその他のグ レーンソルガム又はと うもろこしを加熱した
--	--

粉、全血粉、さなぎ粉 、魚粉、フィッシュソ リユブル又はフィッシ ュソリユブル吸着飼料 の含有量の合計が全重 量の二%以上であるこ と。	こうりやんその他のグ レーンソルガム又はと うもろこしを加熱した
--	--

後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第六条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品の含有量の合計の五〇%以上であること。

後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第六条に規定する原料品の含有量の合計の五〇%以上であること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(関税暫定措置法施行規則の一部改正)

第三条 関税暫定措置法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていない部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(配合飼料の指定)</p> <p>第一条 関税率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）第二条（飼料の規格）の規定は、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号。以下「令」という。）第一条（配合飼料の指定）及び令第四十五条第三項（児童福祉施設等の指定）に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料について準用する。</p> <p>（輸入数量の換算）</p> <p>第七条 「略」</p>	<p>(配合飼料の指定)</p> <p>第一条 関税率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）第二条（飼料の規格）の規定は、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号。以下「令」という。）第一条（配合飼料の指定）及び令第四十五条第二項（児童福祉施設等の指定）に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料について準用する。</p> <p>（輸入数量の換算）</p> <p>第七条 「同上」</p>

別表（第九条関係）

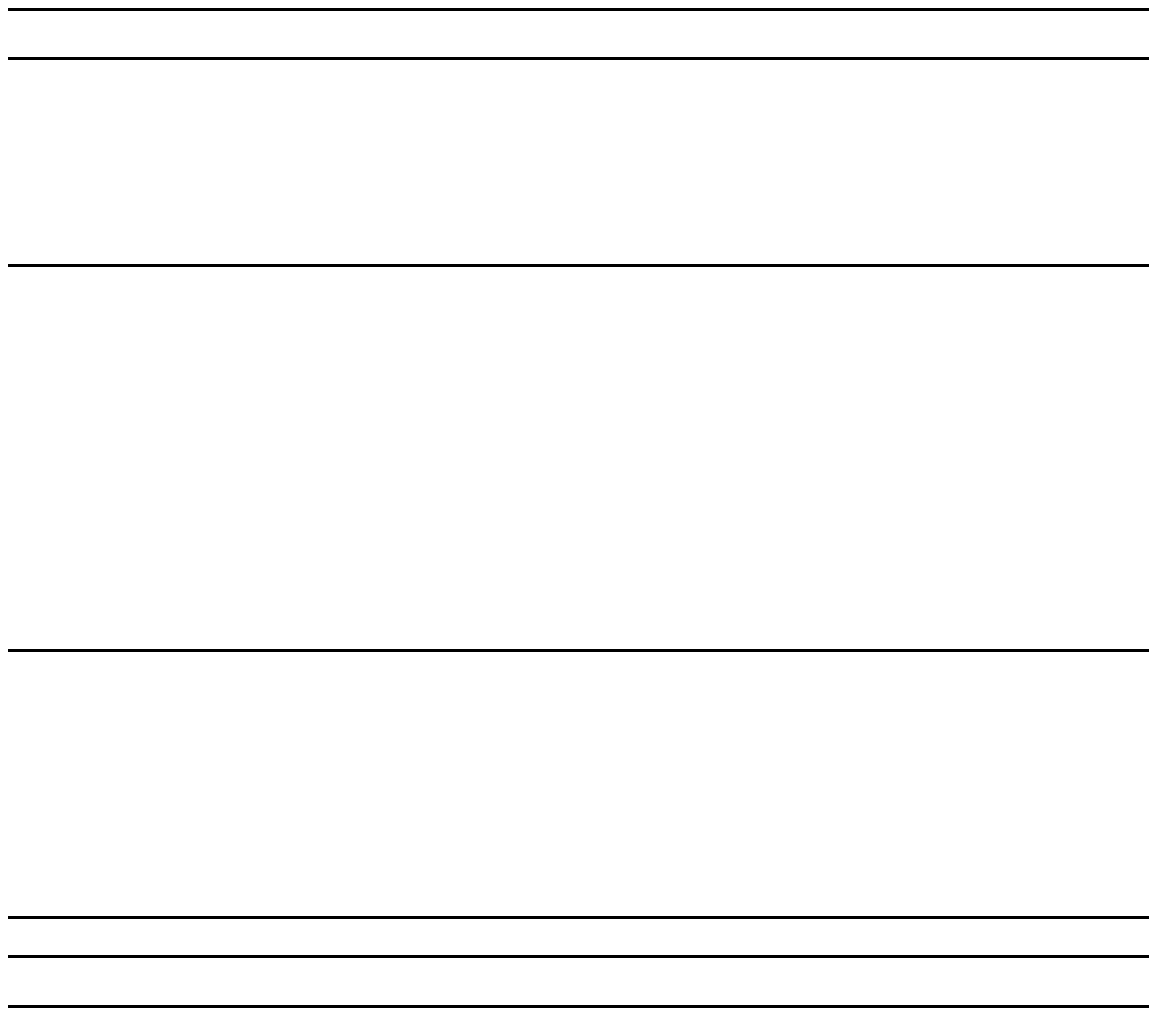
物品	品目	換算率
一 法の別表第一の六 の二三の項に掲げる 物品	〔略〕	〔略〕
二 法の別表第一の六 の一四の項に掲げる 物品	〔略〕	〔略〕
三 法の別表第一の六 の一四の二の項に掲 げる物品	〔略〕	〔略〕
四 法の別表第一の六 の二一の項に掲げる 物品	〔略〕	〔略〕

別表（第九条関係）

物品	品目	換算率
一 法の別表第一の六 第一三項に掲げる物 品	〔同上〕	〔同上〕
二 法の別表第一の六 第一四項に掲げる物 品	〔同上〕	〔同上〕
三 法の別表第一の六 第一四の二項に掲げ る物品	〔同上〕	〔同上〕
四 法の別表第一の六 第二一項に掲げる物 品	〔同上〕	〔同上〕

関稅定率 法別表の 番号	「第二類 ~ 第九四類 」 「項を削 る。」
生産された物品	「略」
原産品として の資格を与え るための条件	

関稅定率 法別表の 番号	「第二類 ~ 第九四類 」 九五・〇 三
生産された物品	「同上」 三輪車、スクーター 、足踏み式自動車そ の他これらに類する 車輪付きがん具、人 形用乳母車、人形、 その他のがん具、縮 尺模型その他これに
原産品として の資格を与え るための条件	



類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズルのうち

車輪付きがん具及び人形用乳母車並びに人形（人間を模したものに限り。以外のもの

第八五・〇一項、第八五・〇三項、第八五・〇四項又は第八五・二六項に該当する物品及び第九五・〇三項に該当する物品（車輪付き



---

---

〇  
一 「九六・

---

---

---

〇  
一 「九六・

---

---

が ン 具 及 び 人  
形 用 乳 母 車 並  
び に 人 形 ( 人  
間 を 模 し た も  
の に 限 る 。 )  
を 除 く 。 ) 以  
外 の 物 品 から  
の 製 造 ( 非 原  
産 品 割 合 が 五  
〇 % 以 下 と な  
る 製 造 に 限 る  
。 )

---

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>〔略〕</p>	<p>七 九六・一 ～</p>	<p>〔略〕</p>	
<p>備考</p> <p>〔同上〕</p>	<p>七 九六・一 ～</p>	<p>〔同上〕</p>	

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則(昭和五十二年大蔵省令

第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>(通関士識別符号の使用)</p> <p>第四条 通関業者は、電子情報処理組織による輸出</p>
<p>改正前</p>	<p>(通関士識別符号の使用)</p> <p>第四条 通関業者は、電子情報処理組織による輸出</p>

入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号。以下「法」という。）第五条（通関士の審査）に規定する申告等を行う場合には、当該申告等の入力の内容を審査した通関士にその通関士識別符号（通関士を識別するための符号で、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「会社」という。）が付与するものをいう。）を使用して当該審査をした旨を入力させるものとする。

入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号。以下「法」という。）第五条（通関士の審査）に規定する申告等を行う場合には、当該申告等の入力の内容を審査した通関士にその通関士識別符号（入力をする通関士を識別するための符号で、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「会社」という。）が付与するものをいう。）を使用して当該申告等の入力|をさせるものとする。

（財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第五条 財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 「略」</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 関税率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）第十二条第一項、第二十五条の四、第四十九条において準用する第十二条第一項、第五十三条第三項、同条第四項において準用する第十二条第一項、第五十三条の四第二項において準用する第五十三条第三項及び同条第四項に</p>	<p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 関税率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）第十二条第一項、第二十五条の四、第四十九条において準用する第十二条第一項、第五十三条第三項、同条第四項において準用する第十二条第一項、第五十三条の四第二項において準用する第五十三条第三項及び同条第四項に</p>

において準用する第十二条第一項、第五十四条の六並びに第五十九条第一項及び第二項  
 「五〇十 略」

十一 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第九条、第三十三条第四項において準用する第九条、第三十三条第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項及び第十四項並びに第三十三条の十一第一項  
 「十二・十三 略」

4 「略」

別表第一（第三条・第四条関係）

一	法 令	規 定
～	「略」	「略」

において準用する第十二条第一項、第五十四条の六並びに第五十九条  
 「五〇十 同上」

十一 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第九条、第三十三条第四項において準用する第九条、第三十三条第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十四項及び第十六項並びに第三十三条の十一第一項  
 「十二・十三 同上」

4 「同上」

別表第一（第三条・第四条関係）

一	法 令	規 定
～	「同上」	「同上」

四〇	三九	～	〔三三三〕	三二一	～	〔二四〕	の二	二三	二三	二二	～	〔一六〕	一五
		法施行令	関税暫定措置		〔略〕						行令	関税定率法施	
第三十三條第十四項		〔略〕			〔略〕		第五十九條第二項	第五十九條第一項			〔略〕		

四〇	三九	～	〔三三三〕	三二一	～	〔二四〕		二三	二二	～	〔一六〕	一五
		法施行令	関税暫定措置		〔同上〕						行令	関税定率法施
第三十三條第十四項		〔同上〕			〔同上〕			第五十九條			〔同上〕	

「一」	別表第二（第五条―第七条関係）	五〇	～	「四一」	の四	四〇	の三	四〇	の二	四〇	
			[略]					[略]			
	法令										
	規定		[略]		[略]		[略]		[略]		

「一」	別表第二（第五条―第七条関係）	五〇	～	「四一」	の五	四〇	の四	四〇	の三	四〇	の二	四〇
			[同上]					[同上]				
	法令											
	規定		[同上]		[同上]		[同上]		[同上]			第三十三条第十六項

三九 ～ 〔三三〕	三二 ～ 〔二四〕	の二 二三	二三	二二 ～ 〔一五〕	一四 ～
法施行令 関税暫定措置	〔略〕			行令 関税定率法施	〔略〕
〔略〕	〔略〕	第五十九条第二項	第五十九条第一項	〔略〕	〔略〕

三九 ～ 〔三三〕	三二 ～ 〔二四〕		二三	二二 ～ 〔一五〕	一四 ～
法施行令 関税暫定措置	〔同上〕			行令 関税定率法施	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕		第五十九条	〔同上〕	〔同上〕



備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十九年六月一日

五 一	～	〔四 一〕	の 二	四 〇		四 〇
〔略〕						
〔略〕			〔略〕		第三十三条第十四項	

五 一	～	〔四 一〕	の 三	四 〇	の 二	四 〇	四 〇
〔同上〕							
〔同上〕			〔同上〕		第三十三条第十六項		第三十三条第十四項

二 第四条の規定 平成二十九年十月八日